

計画相談支援「精神障害者支援体制加算」について（お知らせ）

当事業所では令和元年11月より、精神科病院等に入院する精神障害者の方や地域において単身生活等をする精神障害者の方に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置する。

記

1. 事業所名

みつや相談支援事業所（指定特定相談支援事業所）

2. 体制加算を算定するにあたって要件となる受講済み研修

研修名：「相談支援従事者専門コース別研修 地域移行・地域定着支援コース」

開催月：令和元年6月

主催者：大阪府障がい者自立生活支援センター

3. 配置

相談支援専門員 1名

以上